

令和3年度 支援対象行事の募集

公益社団法人 土木学会東北支部

土木学会東北支部では、東北地方に所在する各種団体等が企画・運営する“土木工学に関する教育・情報共有や土木分野の広報・啓発を目的とする意欲的な行事”に対し、開催支援をこれまで行ってまいりました。今年度も以下の要領にて募集いたします。

1. 行事の区分

- ① 講演会等行事：土木工学の普及や人材育成を目的とする講演会等の行事
例：講演会、講習会、シンポジウム、災害調査報告会
- ② 学習教育行事：土木工学を学ぶ学生を主な対象とする行事
例：現場見学会、映画会、職業体験行事
- ③ 広報啓発行事：土木工学や土木分野の広報・啓発を目的とする行事
例：一般市民対象のセミナー・シンポジウム・現場見学会、小中高校生や親子が対象の施設見学会、オープンキャンパスや学園祭における展示、土木分野のイメージアップにつながる各種行事

2. 応募要件

- 東北地方に所在する団体等が応募することができます。
- 開催支援の対象となるのは、令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間に開催する1の区分のいずれかに該当する行事です。
- 1の①と②に該当する行事については支部会員が企画・運営に主体的に関わっている場合に応募できます。③については非会員が企画・運営する場合も応募できます。
- 土木学会東北支部による行事支援にふさわしくないと判断される場合（行事が収益を伴う場合、主催者と反社会的勢力の関わりが疑われる場合など）は支援対象外とします。

3. 支援内容

1) 支援件数

- 講演会等行事：2件程度、学習教育行事：10件程度、広報啓発行事：2件程度

2) 支援額

- 支援対象行事に選定された場合、原則3万円を上限として支援します。

- 支援額は応募時の申請額から減額される場合があります。

3) 支援金を充当できない費目

- 以下の費目には支援金を充当できません。
 - 資産となりうる器具備品の購入費（デジタルカメラ等）
 - 記念品や景品の購入費
 - 賞金や謝金
 - 主催者の運営費や人件費
 - 支援対象行事と直接関係ない支出
- 上記以外にも支援金の充当が認められない場合があります。ご不明の場合は事前に事務局へお問い合わせください。

4) 支援の条件

- 1の①と③に該当する行事については、土木学会東北支部を共催者に加えていただきます。また、土木学会東北支部による土木の日関連行事（共催行事）とさせていただきます場合があります。

4. 応募方法

- 「土木学会東北支部支援事業申込書」と「行事概要」（任意様式）を、令和4年3月7日（月）までに事務局に郵送（締切日必着）または電子メールでご提出ください。
- 土木学会東北支部支援事業申込書はホームページから様式をダウンロードしてご利用ください。

<http://www.jsce.or.jp/branch/tohoku/info/sienjigyoku/2021/index.html>

5. 応募後の手続き

- 応募書類の受理後、2週間以内を目安として選考結果を電子メールでお知らせします。
- 支援対象行事の実施後、2週間以内を目安に報告書類をご提出いただきます。
- 報告書類の受理後、1ヶ月以内を目安に支援金をお支払いします。支援金の支払方法が、業者等に請求書払いする場合と立替払いする場合で異なります。事前に次頁の「応募後の手続き」をご確認ください。

6. 事務局（資料提出先及び問合せ先）

公益社団法人土木学会東北支部

〒980-0014 仙台市青葉区本町 2-5-1 オーク仙台ビル 3階

電話/FAX：022-222-8509 E-mail：jsce-th@tohokushibu.jp

応募後の手続き

応募書類の提出

土木学会東北支部支援事業申込書（ホームページから様式をダウンロード）と行事概要（任意様式）の提出

応募期限：令和4年3月7日（月）

↓

選考結果の通知

応募書類の受理後、2週間以内を目安に選考結果をお知らせします。

↓

行事の実施

↓

報告書類の提出

行事实施後、2週間以内を目安に、1) 実施報告書（ホームページから様式をダウンロード、行事開催時の写真を要添付）、2) 支援金の請求書（様式任意）、3) 以下の①か②のいずれか、をご提出ください。

①業者等に請求書払いする場合：主催者を宛名とする請求書

②主催者が業者等に立替払いした場合：「(公社) 土木学会東北支部」を宛名とする領収書

↓

支援金の支払い

報告書類の受理後、1ヶ月以内を目安に支援金をお支払いします。請求書払いの場合は事務局から支払先に直接支援金額をお支払いします。立替払いの場合は現金書留で郵送します。